



1

終的に決まるようになつておりますが、その投票と、今回新たに加わりました三百三十三條第四項の規定による投票、即ち財産、营造物等、特に重要な物の独占的な利益を與えるような处分、或いは十年の期間を超える独占的な使用権を設定する使用の許可といふような場合に行います投票と同様に行なうことができるというふうにいたために、こういうような字句を附加加えられた次第であります。これは選舉手続を簡素化しようという趣旨からであります。

正案の中では、二條三項、四項として、  
地方公共團體の事務を例示したのが第  
二項でありますから、次に掲げるよう  
な、國の事務として地方公共團體が処  
理することのできない事項を規定した  
のが三項であります。その四項であ  
ります。その三項、四項の規定を、二  
百六十四條は、特別市に関する規定で  
ありまして、特別市にも準用しようと  
いう趣旨であります。

○委員長(吉川末次郎君) 特別区に関する規定でありますと、同様に、特別区にもこの原則を準用しようといふわけであります。

○委員長(吉川末次郎君) 只今までの政府委員の説明に対して、御質問があればお述べを願いたいと存じます。御質問ありますせんか、御質問がなければ次に移ります。附則全部を議題といたします。先ず政府委員の説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) この附則は、実は第一條でありますが、政府が当初予定をいたしておりました日程の順序から申しまして、國会の最終的な

決定がありまするならば、その後速かに、この新らしい制度を施行いたしたいという見地から、五月十五日からこれを施行するというように原案として提出いたしたのであります。併しながら、その後諸般の事情で、政府の国会提出も遅れましたし、その他いろいろの事情がございまして、すでにこの原案の五月十五日という期日は経過いたしておりますが、政府といたしましては大体、国会の御決定があつたとしてから、更にその決定せられました法律に基いて施行令を作り、或いは施行規則を作らなければならぬと思つております。そういう見地から、第一條につきましては、都道府県、市町村にまで普及徹底いたさなければならぬので、やはり国會通過後一ヶ月ぐらいの期間は最小限度必要だと思うのであります。そういう見地から、第一條につきましては、衆議院の委員会において何らか修正が行われるのではないか、大体七月一日ごろになりますしないかといふ点等の話がござります。

ありますが、先ずその方法をいたしましては、本来の市町村の廢置分合、境域変更の手続に上りませんで、甲といふ市に乙という村が編入された場合を想定いたうますと、その旧乙の村の区域の住民がその新らしい甲という市の選舉管理委員会に対しまして、選舉人名簿に登載されている者の総数の三分の一以上の者の連署を以て請求をするのであります。そしてその請求がありましたならば、選舉管理委員会はこれを受理した日から三十日以内に、その旧乙村の区域の選舉人の投票に付するあります。そしてその乙村の投票において有効投票の過半数の同意がなされましたときには、それを甲市の選舉管理委員会から、その甲市を包括する都道府縣の知事のところに報告をいたしまして、知事から当該都道府縣の議会の議決を経て、從來通りの乙村を置くという处分をし、それを總理大臣に届出であるという方法にあるのであります。その手続の一つの例外として、今申上げました乙村というものが全部をつくり甲市の中に入つた場合と異ります。その手続の一つの例外として、乙村が二つに分れて、乙村の二部分だけが甲市に入つて、その乙村の残り半分は別の丙市に入つている、こういうような場合におきましては、どういうふうに投票をするか明瞭でございませんので、そういう場合には特にこの甲市の選舉管理委員会でなく、丙市の選舉管理委員会がこれを管理するので、政令において特例事項を定めよう、こういうわけであります。この場合におきましては必要な事項は、要するに一般な規定が適用せらるべきなので、財産を管理するが、甲市にありますと、その財産の問題であります。尙ほこの財産処分の問題でありまするが、旧乙村にありました財産が、甲

票の規定により投票に付する、或いは  
そこまでの程度に至らんものは、議院の三分の一以上の多数決によつて同議院を得るというような、必要な手続を経なければこの法律施行の日から十年を経過したときにおいては、將來に向うつてその効力を失うということを規定してあります。従つてこの法律施行後十年間だけはその効力を保証されるが、それを越える部分につきましては、二百三條の規定によります必要十分な同意な得なければ、この法律施行後十年後はその効力を失つてしまふということになります。

第四條は、この法律の施行に関する必要な事項を政令でこれを定めるといつて一般的な規定を置いたわけであります。

○委員長(吉川末次郎君) 只今までの説明に対し御質問があれば、御開陳をお願いたいと思います。御質問はございませんか。

○阿竹齋次郎君 衆議院の方は原案通りで通つて来るようですか、ただ施行期日だけ變つて来る程度ですか。

○政府委員(鈴木健一君) 衆議院の方は関係方面との折衝で、相当の修正の項目がございます。この外にも先日簡単に説明を申上げましたが、数項目の修正案が用意されておるのであります。

○阿竹齋次郎君 その修正案を見る方が便宜なよろしい気がいたしますね。

○委員長(吉川末次郎君) その修正案はプリントにして皆さんのお手許に差し上げてあるわけなんですが、形式上議院の修正案としてこちらに送付して参ることになつておりますので、専業議院から送付されない前に審議する

向て家庭暴力による間の暴力問題についての調査結果

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

最初予定をいたしておきました日程の順序から申しますと、國会の最終的な

あるというので、規定を設けた次第で

たる、その実現の方法を講ずる必要が

あります。尚この財産処分の問題であります

が、旧乙村にありました財産が、甲

の日から十年以内に、それぐ、一般投

票するならば、これはこの法律施行

の日から十年以内に、それぐ、一般投

票することになつておりますので、尚

議院の修正案としてこちらに送付す

ることになつておりますので、尚

のも如何かと存じますので、ちょっと

差控えておるようなわけであります。

地方自治法の一部を改正する法律案に

関する本日の審議はこれで一先ず打切

ることにいたします。

尙一昨日御議定を願いました風俗営

業取締法案に関する実地調査の件は、

委員長及び理事にそのプログラムの作

成を御一任を願いましたのであります

が、理事の方といふ御相談いたし

ました結果、大体調査いたしました対象

が複行される営業でござりますので、

明日の午後決算委員会との連合委員会

が終りました後、四時半に参議院の玄

関にお集りを願いまして、警視廳へ参

りまして、警視廳で一應警視廳当局の

説明を聽きました後、その後吉原、龜戸、

上野地下道その他の場所を観察いたし

ます。それから二日、水曜日は午後一

時から、これは晝でないと見られない

所がありますので、それらを観察して

いつまで掛かりますか分りませんが、

二日は午後一時から、一日は午後四時

半からすることにいたします。先き申

しましたもの外、浅草、新宿その他

のダンスホール、或いは劇場、そうし

たものを観察いたしたいと思つておりますから、御用意を願いたいと思いま

す。ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○吉川末次郎君 速記を始め  
て。それでは本日はこれを以て散会いたします。

午前十一時十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君  
委員 青山 正一君  
村尾 重雄君

第十一部 治安及び地方制度委員会會議録第二十号 昭和二十三年五月三十一日【參議院】

岡田喜久治君  
大隅 勝二君  
黒川 武雄君  
岡本 美祐君  
小野 哲君  
柏木 庫治君  
阿竹齋次郎君

一、地方財政確立に關する陳情（第三百九十七号）  
一、医業に対する事業税賦課中止に  
關する陳情（第四百一号）  
一、選舉管理委員会に關する陳情  
（第四百五号）  
一、國家地方警察拡充強化に關する  
陳情（第四百六号）

政府委員  
総理秘書官房  
自治課長 鈴木 俊一君

第七百五十六号 昭和二十三年五月  
十九日受理

五月二十九日本委員会に左の議案を付  
託された。

一、電氣、ガス税反対に關する請願  
(第七百五十六号)

一、助産医業に対する事業税賦課反  
対に關する請願(第七百八十三号)

一、助産医業に対する事業税賦課  
反対に關する請願(第七百九十九号)

一、醫業に対する事業税賦課中止に  
關する陳情(第三百六十五号)

一、町村公用必要物資の廉價優先配  
給並びに確保に關する陳情(第三  
百七十一号)

一、廣告稅反対に關する陳情(第三  
百八十九号)

一、集合、大衆運動等の取締りに關  
する陳情(第三百九十五号)

一、自治体營業費の財源に關する陳  
情(第三百九十六号)

一、雜穀、そら豆を課稅対象より除  
外することに關する陳情(第三百  
九十一号)

一、農業に対する事業税賦課反対に  
關する請願

一、助産医業に対する事業税賦課反  
対に關する請願

一、醫業に対する事業税賦課中止に  
關する請願

一、町村公用必要物資の廉價優先配  
給並びに確保に關する陳情(第三  
百七十一号)

一、廣告稅反対に關する陳情(第三  
百八十九号)

一、集合、大衆運動等の取締りに關  
する陳情(第三百九十五号)

一、自治体營業費の財源に關する陳  
情(第三百九十六号)

一、雜穀、そら豆を課稅対象より除  
外することに關する陳情(第三百  
九十一号)

一、農業に対する事業税賦課反対に  
關する請願

一、町村公用必要物資の廉價優先配  
給並びに確保に關する陳情(第三  
百七十一号)

一、廣告稅反対に關する陳情(第三  
百八十九号)

一、集合、大衆運動等の取締りに關  
する陳情(第三百九十五号)

一、自治体營業費の財源に關する陳  
情(第三百九十六号)

一、雜穀、そら豆を課稅対象より除  
外することに關する陳情(第三百  
九十一号)

一、農業に対する事業税賦課反対に  
關する請願

一、地方財政確立に關する陳情（第三百九十七号）  
一、医業に対する事業税賦課中止に  
關する陳情（第四百一号）  
一、選舉管理委員会に關する陳情  
（第四百五号）  
一、國家地方警察拡充強化に關する  
陳情（第四百六号）

請願者 京都府府内、京都府会  
警務委員長 森川新太  
紹介議員 大野木秀次郎君  
第三百七十一号 昭和二十三年五月  
十九日受理

長と詰つて招集するように同法を改正  
されたいとの陳情。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適当な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適当な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適当な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適当な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適当な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適当な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適当な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適当な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適當な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適當な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適當な緩和をされたいと  
の請願。

町村公用必要物資の廉價優先配給並び  
に確保に關する陳情

宮城縣廳内、宮城縣町村長會長  
高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資  
の獲得と購入資金の運用に苦しんでい  
るが、町村にはあらゆる事務が集中さ  
れており、これに要する物資も多様で  
程度に引上げられたく、國家地方警察  
要員の勤務配置についても適正な考慮  
を加えられなく、更に公安委員の資  
格條件は厳格であるため容易に適任者  
を得難いから適當な緩和をされたいと  
の請願。

第三百九十五号 昭和二十三年五月二十日受理  
集合、大衆運動等の取締りに関する陳情

滋賀県知事 脇部岩吉

現在集合、大衆運動等の取締りは五百人以上のものは事前に届出することになつてゐるが、最近の社会情勢を考慮してその如何にかかわらず終て事前に届出する様に措置せられたいとの陳情。

第三百九十六号 昭和二十三年五月二十日受理

自治体警察費の財源に関する陳情  
東京都千代田区神田駿河台二ノ五 小畠惟清

この陳情の趣旨は、第三百二十四号と同じである。

第三百九十七号 昭和二十三年五月二十日受理

地方財政確立に関する陳情  
松江市長 小林誠一

この陳情の趣旨は、第三十号と同じである。

第四百一号 昭和二十三年五月二十日受理

医業に対する事業税賦課中止に関する陳情  
福井市月見町六福井赤十字病院 内福井縣医師会長 鎌田忍

この陳情の趣旨は、第三百十六号と同じである。

第四百五号 昭和二十三年五月二十日受理

選舉管理委員会に関する陳情  
東京都廳内、東京都各選舉管理委員会連合会長 角田陸治郎

地方自治法の改正に際して、選舉管理委員会に関する條項中に、選舉の執行上独立の機能を發揮するために予算執行権をそう入規定せられたいとの陳情。

第四百六号 昭和二十三年五月二十日受理

國家地方警察権充強化に関する陳情  
岡山縣議會議長 友保知外八名  
本年三月から警察法によつて自治体警察設置の基準に達しない町村は、國家地方警察の管轄下に置かれているが、警察官の定員が少くないため、一村に配慮される人員は僅かに一、二名に過ぎないので、必然的に犯罪の増加をきたして治安上懸念に耐えないと定員を相当増加されたいとの陳情。